生食発 0803 第 1 号 令和 5 年 8 月 3 日

都道府県知事 保健所設置市長 特 別 区 長

> 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 (公 印 省 略)

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第101号。以下「改正省令」という。)が本日別添のとおり公布されました。

改正省令の内容等は下記第1及び第2のとおりであるほか、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号。以下「一部改正法」という。)における事業譲渡に係る規定に関する運用上の留意事項等は下記第3のとおりですので、これらについて十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 改正省令の趣旨

一部改正法により、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第3条の2の規定を新設する等の改正が行われ、事業譲渡による事業承継の手続が整備されることに伴い、旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号)等において、事業譲渡により旅館業の営業者の地位を承継する者が提出すべき申請書の記載事項等について定めるものであること。

また、一部改正法により旅館業法第6条が改正され、宿泊者名簿の記載事項が変更される ことに伴い、所要の規定の整理を行うものであること。

第2 改正省令の内容

(1) 旅館業法施行規則

① 一部改正法による改正後の旅館業法(以下「新旅館業法」という。)第3条の2第1項の規定により事業譲渡について都道府県知事等(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)の承認を受けようとする者がその営業施設所在地を管轄

する都道府県知事等に提出しなければならない申請書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。(旅館業法施行規則第1条の3関係)

- ② 旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項及び添付書類について、当該者が事業譲渡により旅館業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。(旅館業法施行規則第1条関係)
- ③ 新旅館業法第6条第1項において、旅館業の営業者が備えなければならない宿泊者名簿の記載事項について、「職業」が「連絡先」に改められたことから、所要の規定の整理を行うものであること。(旅館業法施行規則第4条の2関係)
- ④ その他所要の改正を行うものであること。(旅館業法施行規則第2条、第3条、第4条 関係)

(2) 食品衛生法施行規則

- ① 一部改正法による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第56条第1項の規定により営業の譲渡により営業者の地位を承継し、同条第2項の規定によりその旨を届け出ようとする者がその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない届出書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第67条の2関係)
- ② 食品衛生法第55条第1項の規定による許可を受けようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項について、当該者が事業譲渡により営業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。(食品衛生法施行規則第67条関係)
- ③ 地位の承継等に関する規定を届出営業者等について準用することを明確化するものであること。(食品衛生法施行規則第70条の2、第71条関係)
- ④ 承継時の届出に関する事項について「許可の番号」に記載を統一する等その他所要の改正を行うものであること。(食品衛生法施行規則第68条、第69条関係)

(3) 公衆浴場法施行規則

- ① 一部改正法による改正後の公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の2第1項の規定により浴場業の譲渡により営業者の地位を承継し、同条第2項の規定によりその旨を届け出ようとする者がその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない届書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。(公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第1条の2関係)
- ② 公衆浴場法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項について、当該者が事業譲渡により浴場業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。(公衆浴場法施行規則第1条関係)
- ③ その他所要の改正を行うものであること。(公衆浴場法施行規則第4条関係)

(4) クリーニング業法施行規則

- ① 一部改正法による改正後のクリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号)第 5 条の 3 第 1 項の規定によりクリーニング業の譲渡により営業者の地位を承継し、同条第 2 項の規定によりその旨を届け出ようとする者がその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない届出書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。(クリーニング業法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 35 号)第 2 条の 2 関係)
- ② クリーニング業法第5条第1項及び第2項の規定による届出をしようとする者が都道府 県知事等に提出しなければならない書類の記載事項について、当該者が事業譲渡により営 業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。(クリーニング業法施行 規則第1条の3関係)
- ③ その他所要の改正を行うものであること。(クリーニング業法施行規則第2条の3、第 2条の4、第2条の5関係)

(5) 理容師法施行規則

- ① 一部改正法による改正後の理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の3第1項の規定により理容業の譲渡により開設者の地位を承継し、同条第2項の規定によりその旨を届け出ようとする者がその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない届出書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。(理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)第20条の2関係)
- ② 理容師法第 11 条第 1 項の規定による届出をしようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項について、当該者が事業譲渡により営業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。(理容師法施行規則第 19 条関係)
- ③ その他所要の改正を行うものであること。(理容師法施行規則第21条関係)

(6)美容師法施行規則

- ① 一部改正法による改正後の美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の2第1項の規定により美容業の譲渡により開設者の地位を承継し、同条第2項の規定によりその旨を届け出ようとする者がその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない届出書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。(美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第20条の2関係)
- ② 美容師法第 11 条第1項の規定による届出をしようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項について、当該者が事業譲渡により営業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。(美容師法施行規則第19条関係)
- ③ その他所要の改正を行うものであること。(美容師法施行規則第21条関係)

(7) 施行期日等

この省令は、一部改正法の施行の日から施行すること。(改正省令附則第1条関係)

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。(改正省令附則第2条から第8条まで関係)

- 第3 一部改正法における事業譲渡に係る規定に関する運用上の留意事項等
- (1) 衛生水準の確保に係る留意事項
- 一部改正法における事業譲渡に係る規定(以下「本規定」という。)は、以下により、衛生水準の確保を図ることを前提として、譲受人に営業者の地位の承継を認めるものであり、 事業譲渡により衛生管理の確保に支障が生じないよう十分に注意すること。
- ① 都道府県知事等への事前の相談
 - ア) 営業者に対し、事業譲渡の予定がある場合には、可能な限り、都道府県知事等に事前 相談することを周知すること。
 - イ)事前相談を受けた都道府県知事等は、営業者を通じて事業譲渡後の譲り受ける予定の 者による衛生管理や事業の方針等を確認するとともに、事業譲渡の手続き、各業法によ る営業の規定、衛生管理等に関する助言を行うこと。
 - ウ) 都道府県知事等は、(1) ①イ) とは別に、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保することが重要であることを周知するとともに、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和 32 年法律第 164 号) に規定する都道府県生活衛生営業指導センターや各生活衛生同業組合、食品衛生協会等に関する情報提供を積極的に行うほか、これらの団体が実施する講習会・講演会等の紹介、生活衛生同業組合への加入の案内等を行うこと。
- ② 事業譲渡時の届出(旅館業にあっては承認申請)
 - ア) 営業者から事前の相談を受けていなかった場合には、都道府県知事等は、譲受人(旅 館業にあっては譲り受ける予定の者)による衛生管理や事業の方針等を確認するととも に、各業法による営業の規定、衛生管理等に関する助言を行うこと。
 - イ)都道府県知事等は、(1)②ア)とは別に、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業 員の雇用の維持等により衛生水準を確保することが重要であることを周知するとともに、 都道府県生活衛生営業指導センターや各生活衛生同業組合、食品衛生協会等に関する情 報提供を積極的に行うほか、それらが実施する講習会・講演会等の紹介、生活衛生同業 組合への加入の案内等を行うこと。
- ③ 都道府県知事等が、当分の間、本改正により措置した規定により営業者の地位を承継した者(営業の譲渡により当該地位を承継したものに限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回行わなければならないとされる調査(改正法附則第3条第1項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項関係)
 - ア) 承継後、都道府県知事等が調査の体制を整えた上で、可能な限り速やかに各業法に基づく実地検査を含めた必要な調査が行われるようにすること。以下のいずれかに該当する場合には、特に速やかに必要な調査が行われるようにすること。

- ・ 事業譲渡に際し、事業譲渡に併せて営業許可等の申請内容の変更届が提出される場合であって、衛生水準の継続的な確保に懸念があるとき
- ・ 事業譲渡に際し、衛生等に係る情報提供等がある場合であって、衛生水準の継続的 な確保に懸念があるとき(例えば、衛生管理の方法が変わる場合、従業員が大幅に入 れ替えられる場合等)
- ・ 事業譲渡に際し、施設の増設や変更が行われる場合
- ・ 食品衛生法における許可営業の譲渡が行われる場合
- ・ 食鳥処理の事業譲渡が行われる場合
- イ)本調査において調査する「業務の状況」については、営業の種別等に応じて、報告の 徴収(各業法に基づかない任意の質問等を含む。以下同じ。)等を行うことにより、事 業が継続されているか、資格者がいるか(業法において資格者が必要とされている場合 に限る。)、各業法に基づく施設・設備の基準を満たしているか等、衛生管理が適切に行 われているかを確認すること。その際、必要に応じて図面等を求めることも考えられる。 当該確認結果に基づき、必要に応じて、各業法に基づく実地検査を行うこと。

ただし、(1)③ア)に掲げた場合に該当する場合など衛生水準の継続的な確保に懸念があるとき等には、必ずしも報告の徴収の過程を経る必要はなく、速やかに各業法に基づく実地検査を行うことにより、衛生管理が適切に行われているかを確認すること。

(2) その他の留意事項

① 地位の承継

「地位を承継する」とは、許可又は届出の基本となる法律に関して、許可を受けた者又は届出をした者と同一の権利義務関係に立つということであるから、原則として、承継の前後で許可又は届出の内容が変更されることはないこと。ただし、譲渡の申請又は届出の際に、変更の届出を行うことを妨げない。

こうしたことから、許可に際して付される条件は、当該許可の内容の一部となるものであるため、今回の改正により措置した譲渡に係る規定により営業者の地位を承継した場合には、許可の条件は承継されるのが原則であること。

また、営業の許可又は届出がされている事業の一部を譲渡する場合(例えば、1号棟及び2号棟を有し、両棟における旅館業を一体的に管理するものとして一つの許可を受けている旅館業の営業者が、どちらか一方の棟における事業のみを譲渡する場合等)には、今回の改正により措置した事業譲渡に係る規定の対象外であること。

② 手続関係

ア) 届出書等への添付書類として掲げる「営業の譲渡が行われたことを証する書類」等については、基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定されること。当該書類においては、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるものである必要がある。なお、個人事業主が法人に成り代わる(法人成り)場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等が想定されること。

- イ)仮に事業譲渡後に施設の増設等を行う場合は、営業者は、各業法に則り、事業譲渡の 手続きとは別に、通常の施設の増設等に必要となる都道府県知事等への変更届の提出等 を行う必要があること。なお、同一性が認められないような大幅な変更がある場合は、 新規と同様の取扱いとする必要があること。
- ウ) 今回の改正により措置した譲渡に係る規定により営業者の地位を承継した場合には、 新規の許可又は届出、使用前検査及び譲渡人が営業を廃止した旨の届出を不要とするも のであること。
- エ)申請等に係る適正な審査を行うために必要な書類について、申請者等に対して追加で 提出を求める場合には、必要最低限に留めること。
- オ)上記(2)②ウ及びエを踏まえ、事業譲渡に伴う申請等に係る手数料については、合併・分割・相続に伴う申請等に係る手数料との平仄を踏まえつつ、従来の事業譲渡に伴う申請等に係る手数料と比較して減免・引き下げを行うことについて積極的に検討すること。
- カ)旅館業法施行規則、公衆浴場法施行規則、クリーニング業法施行規則、理容師法施行規則及び美容師法施行規則における営業の譲渡による地位の承継に関する申請等の様式は、別紙1から別紙5を参考にされたい。

(3) その他の留意事項(旅館業法関係)

① 旅館業の営業者が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡する予定の者及び譲り受ける予定の者がその譲渡及び譲受けについて、あらかじめ、改正後の旅館業法施行規則第1条の3に規定する申請書を都道府県知事等に提出して、その承認を受けなければならないこと。なお、その申請に際して、譲渡する予定の者又は譲り受ける予定の者のいずれか一方が、譲渡する予定の者と譲り受ける予定の者の連名の申請書を提出することが想定されるが、その場合には、都道府県知事等は、譲渡する予定の者と譲り受ける予定の者の双方を宛名とした承認書を提出者(申請書を提出した譲渡する予定の者又は譲り受ける予定の者)に交付することが考えられる。

都道府県知事等は、この承認に当たっては、

- ア)譲り受ける予定の者が旅館業法第3条第2項各号に該当するか
- イ) 当該施設の設置が同条第3項の要件に抵触するか

を審査して、承認の可否を判断すること。その際、承認を与える場合には、同条第4項に 規定する者の意見を求めなければならず、また、承認を与えない場合には、同条第5項に 則り理由を通知しなければならないこと。

なお、この承認は、譲渡そのものを対象とするものではなく、譲受人が旅館業を営むことを対象としてなされるものである。

② 申請書への添付書類として掲げる「旅館業の譲渡を証する書類」については、譲渡が完了したことを証する書類ではなく、今後譲渡する旨を証する書類(基本的には、譲渡契約書等の写し等)であること。当該書類においては、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実、

譲渡の効力発生日が最低限確認できるものである必要がある。

- ③ 申請書に添付することとされる定款及び寄付行為の写しは、事業譲渡に伴い定款等の変更がある場合には、その一部変更等の手続を経た正式のものでなければならないこと。このため、譲渡について認可が必要な場合にあってはその認可後のものでなければならないこと。
- ④ 譲渡の効力が承認より前に発生する場合は、新規の許可を要することとなり、今回の改正により導入された承認制度は適用されないこと。

(4) その他の留意事項(食品衛生法関係)

食品衛生法施行規則における営業の譲渡による地位の承継に関する届出及び記載様式等については、食品衛生申請等システムの改修状況を踏まえ、別途通知する予定であること。

(5) その他の留意事項(興行場法関係)

一部改正法による改正後の興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)第 2 条の 2 の規定に基づく興行場営業の譲渡の届出手続等についても、公衆浴場法施行規則等を参考にして、所要の規定の整備を図られたいこと。

(6) その他の留意事項(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係)

一部改正法による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第7条第2項の規定に基づく食鳥処理業者の地位の承継の届出手続については、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行について(平成3年3月29日衛乳第26号 厚生省生活衛生局通知)」の別紙様式第六号を別紙6に差し替えること。

(7)施行状況等の把握

今回の改正による事業譲渡手続の整備状況等について把握するため、今後、その整備状況 (処理期間、手数料等)、効果(業法別に今回の改正により措置した譲渡に係る規定により 営業者の地位を承継した件数等)、活用事例及び都道府県等による譲渡後の調査状況等につ いてフォローアップを行う予定であること。

年 月 日

届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)届出者の氏名(法人にあっては、名称)届出者の生年月日(法人にあっては、代表者の氏名)

理容所の開設者の地位を承継したため、理容師法(昭和 22 年法律第 234 号)第 11 条の 3 第 2 項の規 定により下記のとおり届け出ます。

記

1 営業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及 び代表者の氏名)

譲渡人の住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 譲渡人の氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)

- 2 譲渡の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地 理容所の名称 理容所の所在地 理容所に係る届出番号
- 4 添付書類
- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

営業者の地位の承継に係る承認申請書

年 月 日

●●●● 殿

<譲受人>

申請者(譲受人)の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)申請者(譲受人)の氏名(法人にあっては、名称)申請者(譲受人)の生年月日(法人にあっては、代表者の氏名)

<譲渡人>

申請者(譲渡人)の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 申請者(譲渡人)の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

営業者の地位を承継するため、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の2第1項の規定により、下記のとおり、承認を求めます。

記

- 1 譲渡の予定年月日
- 2 営業施設の名称及び所在地並びに営業施設に係る許可番号 営業施設の名称 営業施設の所在地 営業施設に係る許可番号
- 3 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容 該当事項の有無 有・無

(有の場合) その内容

- 4 添付書類
- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

年 月 日

●●●● 殿

届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 届出者の氏名(法人にあっては、名称) 届出者の生年月日(法人にあっては、代表者の氏名)

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 浴場業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地 及び代表者の氏名)

届出者の住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 届出者の氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)

- 2 譲渡の年月日
- 3 公衆浴場の名称及び所在地 公衆浴場の名称 公衆浴場の所在地 公衆浴場に係る許可番号
- 4 添付書類
- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し

年 月 日

●●●● 殿

届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 届出者の氏名(法人にあっては、名称) 届出者の生年月日(法人にあっては、代表者の氏名)

営業者の地位を承継したので、クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の3第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 営業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及 び代表者の氏名)

譲渡人の住所(法人にあっては、

主たる事務所の所在地)

譲渡人の氏名(法人にあっては、

名称及び代表者の氏名)

- 2 譲渡の年月日
- 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称及び所在地

クリーニング所又は無店舗取次店

の名称

クリーニング所又は無店舗取次店

の所在地

クリーニング所又は無店舗取次店

に係る届出番号

4 クリーニング所又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 業務用車両の保管場所

業務用車両の自動車登録番号又は

車両番号

- 5 添付書類
- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類

年 月 日

届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 届出者の氏名(法人にあっては、名称) 届出者の生年月日(法人にあっては、代表者の氏名)

美容所の開設者の地位を承継したため、美容師法(昭和 32 年法律第 163 号)第 12 条の 2 第 2 項の規 定により下記のとおり届け出ます。

記

1 営業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及 び代表者の氏名)

譲渡人の住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 譲渡人の氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)

- 2 譲渡の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地 美容所の名称 美容所の所在地 美容所の届出番号
- 4 添付書類
- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し(住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍 等を記載したものに限る。)

様式第六号(法第七条関係)

承 継 届

年 月 日

(知事)市長区長

住 所 氏名又は名称 及び代表者の氏名

食鳥処理業者の地位を承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 地位を承継した年月日
- 2 食鳥処理場の名称及び所在地
- 3 承継の理由 譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割
- 4 添付書類
 - (1) 地位を承継した事実を証する書面
 - (2) 食鳥処理事業許可証

〇無差別大量殺人行為を行った団体の

び第二項の規定に基づく意見聴取の

規制に関する法律第十七条第一項及

O旅館業法施行規則等の一部を改正す

省

令

る省令(厚生労働一〇一)

告

汞

O野菜生産出荷安定法の規定に基づ

通知の件(公安審査委三)

八

部を改正する件(農林水産九〇二) き、野菜指定産地を指定した件の

五

諸 事

項

公

告

裁判所

特殊法人等

令和四年度文部科学省共済組合の決

全国社会保険労務士会連合会令

破産、免責、

再生関係

云

目

次

和四年度の決算関係

亳

 \bigcirc

 \triangleright

 \bigcirc

会社決算公告

(号 外) 独立行政法人国立印刷局

会社その他 地方公共団体

行旅死亡人関係

売

省

第一条 (旅館業法施行規則の一部改正) 2 令和五年八月三日 ない。 を明らかにする ければならない は、市長又は区 営業施設所在 次に掲げる事項 の規定により許 十八号。以下 (削る) (保健所を設置 前項の申請書 旅館業法 改 (略) 正 後

令

· 〇厚生労働省令第百一号

る法律(令和五年法律第五十二号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、 実施するため、旅館業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正す 及び関係法令を

厚生労働大臣

加藤

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)

改

正

る図面を添付しなければなら を明らかにする書には 営業施設の構造設備 2 前項の申請書	tl –	ければならない。ただし、法第 の許可を受けて旅館業を割り受けた きは、当該旅館業を譲り受けた きは、当該旅館業を譲り受けた がない事項の記載を省略する がるい事項の記載を省略する がない事項の記載を省略する	区長。以下同じ。)に提出しな は、市長又は区置する市又は特別区にあつて (保健所を設置	第
り、当該図面の添付を省略することができ とい。ただし、営業者が当該旅館業を譲渡 したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、 したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、 とだし、営業者が当該旅館業を譲渡	大 (略) ででは、当該営業を譲り受けたことを 大だし書の規定の適用を受ける場合に 大が、(略)	の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更号から第五号までに掲げる事項のうち変も。	3、市長又は区長。以下同じ。)に提出しな(保健所を設置する市又は特別区にあつて	民建立と设置しる近くは特別などものに 営業施設所在地を管轄する都道府県知事 次に掲げる事項を記載した申請書を、その 規定により許可を受けようとする者は、 十八号。以下「法」という。)第三条第一項 十八号。以下「法」という。)第三条第一項

第一条の三 法第三条の二第一項の規定によ 在地を管轄する都道府県知事に提出しなけ事項を記載した申請書を、その営業施設所 り承認を受けようとする者は、次に掲げる ばならない。

(新設)

は、その名称、事務所所在地及び代表者譲渡人の住所及び氏名(法人にあつて 及び代表者の氏名) 人にあつては、その名称、事務所所在地 譲受人の住所、氏名及び生年月日(法

の氏名) 譲渡の予定年月日

法第三条第二項各号に該当することの 営業施設の名称及び所在地

2 付しなければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添 有無及び該当するときは、その内容 旅館業の譲渡を証する書類

譲受人が法人の場合にあつては、

譲受

第二条 法第三条の三第一項の規定により承 を管轄する都道府県知事に提出しなければ を記載した申請書を、その営業施設所在地 認を受けようとする者は、次に掲げる事項 ならない。 人の定款又は寄附行為の写し

官

一 { 匹 (略)

第三条 法第三条の四第一項の規定により承 を記載した申請書を、その営業施設所在地 を管轄する都道府県知事に提出しなければ 認を受けようとする者は、次に掲げる事項 ならない。

木曜日

略)

付しなければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添

令和 **5** 年 **8** 月 **3** 日

業者」という。)の地位を承継すべき相続 許可を受けて旅館業を営む者(以下「営 その全員の同意により法第三条第一項の 全員の同意書 人として選定された者にあつては、 相続人が二人以上ある場合において、 その

第二条 法第三条の二第一項の規定により承 を管轄する都道府県知事に提出しなければ を記載した申請書を、その営業施設所在地 認を受けようとする者は、次に掲げる事項 ならない。

一 〈 四

第三条 法第三条の三第一項の規定により承 を記載した申請書を、その営業施設所在地 認を受けようとする者は、次に掲げる事項 を管轄する都道府県知事に提出しなければ

付しなければならない。

2

前項の申請書には、次に掲げる書類を添

(略)

つては、その全員の同意書 継すべき相続人として選定された者にあ その全員の同意により営業者の地位を承 相続人が二人以上ある場合において、

> 第四条 旅館業を営む者は、第一条及び第一 条の三から前条までの申請書に記載した事 その旨を届け出なければならない。 営業施設所在地を管轄する都道府県知事に き又は営業の全部若しくは一部を停止し若 項(営業の種別を除く。)に変更があつたと しくは廃止したときは、十日以内に、その

> > 第四条旅館業を営む者は、第一条、

第二条

種別を除く。)に変更があつたとき又は営業

及び前条の申請書に記載した事項(営業の

第四条の二 (略)

ほか、次に掲げる事項とする。 事項は、宿泊者の氏名、住所及び連絡先の 法第六条第一項の厚生労働省令で定める

3 法第六条第一項の厚生労働省令で定める 第四条の二 事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほ 在地を管轄する都道府県知事にその旨を届 の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止 け出なければならない。 したときは、十日以内に、その営業施設所 (略)

か、次に掲げる事項とする。

(食品衛生法施行規則の一部改正)

第 二条

食品衛生法施行規則

(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。

改

正

(傍線部分は改正部分)

第六十七条 法第五十五条第一項の規定によ 掲げる事項を記載した申請書をその施設の 所在地を管轄する都道府県知事等に提出し る営業の許可を受けようとする者は、次に なければならない 改 正 後

S 略

(削る)

第六十七条の二 法第五十六条第二項の規定 轄する都道府県知事等に提出しなければな 項の規定による営業の許可を受けた者(以 らない を記載した届出書をその施設の所在地を管 届出をしようとする者は、次に掲げる事項 により営業の譲渡による法第五十五条第 「許可営業者」という。)の地位の承継の

年月日及び住所(法人にあつては、その 表者の氏名(ふりがなを付す。)) 名称 (ふりがなを付す。)、所在地及び代 届出者の氏名(ふりがなを付す。)、生

(新設)

第六十七条 法第五十五条第一項の規定によ 省略することができる。 所在地を管轄する都道府県知事等に提出し 掲げる事項を記載した申請書をその施設の る営業の許可を受けようとする者は、次に 場合において、同号に掲げる事項の記載を た者は、第五号に掲げる事項に変更がない 営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受け なければならない。ただし、営業者が当該 **5**七 ただし書の規定の適用を受ける場合に

証する旨 あつては、当該営業を譲り受けたことを <u>·</u>

略

名称(ふりがなを付す。)、所在地及び代 付す。)及び住所(法人にあつては、その 表者の氏名 営業を譲渡した者の氏名(ふりがなを 営業の譲渡の年月日 (ふりがなを付す。))

施設の許可の番号及び当該許可を受け

第六十八条 法第五十六条第二項の規定によ たことを証する書類を添付しなければなら 前項の届出書には、 営業の譲渡が行われ

出をしようとする者は、次に掲げる事項を り相続による許可営業者の地位の承継の届 記載した届出書をその施設の所在地を管轄 する都道府県知事等に提出しなければなら

(略

第六十九条 法第五十六条第二項の規定によ 出をしようとする者は、 り合併による許可営業者の地位の承継の届 する都道府県知事等に提出しなければなら 記載した届出書をその施設の所在地を管轄 次に掲げる事項を

木曜日

令和 **5** 年 **8** 月 **3** 日

場合を含む。次項において同じ。)の規定に 事項を記載した届出書を施設の所在地を管 轄する都道府県知事等に提出しなければな よる届出をしようとする者は、 十八条第一項及び第三項において準用する 次に掲げる

一 5 匹 略)

た年月日 施設の許可の番号及び当該許可を受け

四 施設の許可番号及び当該許可を受けた

第七十条の二 法第五十七条第一項 (法第六

(略)

場合にあつては、当該自動車の自動車登録

を付す。)」と、前条第一項中「許可営業者 番号)及び名称、屋号又は商号(ふりがな

第六十八条 法第五十六条第二項の規定によ 府県知事等に提出しなければならない。 届出書をその施設の所在地を管轄する都道 うとする者は、次に掲げる事項を記載した 業者」という。)の地位の承継の届出をしよ り相続による法第五十五条第一項の規定に よる営業の許可を受けた者(以下「許可営

一 { 四

(略)

第六十九条 法第五十六条第二項の規定によ する都道府県知事等に提出しなければなら 記載した届出書をその施設の所在地を管轄 出をしようとする者は、 り合併による許可営業者の地位の承継の届 次に掲げる事項を

年月日

第七十条の二 法第五十七条第一項の規定に 項を記載した届出書を施設の所在地を管轄 する都道府県知事等に提出しなければなら よる営業の届出をしようとする者(以下 「届出営業者」という。)は、 次に掲げる事

> 三 営業(法第六十八条第三項に規定する じ。)の形態及び主として取り扱う食品、場合を含む。第七十一条の二において同 添加物、器具又は容器包装に関する情報

2

施設の所在地(自動車において営業をする 年月日」とあるのは「地位の承継に関する あるのは「届出営業者」と、同項第四号中 及び名称、屋号又は商号(ふりがなを付 の所在地(自動車において営業をする場合 設の許可の番号及び当該許可を受けた年月 る。この場合において、第六十七条の二第 継の届出をしようとする者について準用す りがなを付す。)」と、同条第二項第二号中 車登録番号)及び名称、屋号又は商号(ふ をする場合にあつては、当該自動車の自動 関する施設の所在地(自動車において営業 受けた年月日」とあるのは「地位の承継に 四号中「施設の許可の番号及び当該許可を す。)」と、第六十八条第一項中「許可営業 営業(法第六十八条第三項に規定する場合 する場合を含む。) において読み替えて準用 第六十八条第一項及び第三項において準用 にあつては、当該自動車の自動車登録番号) 出営業者」という。)」と、同項第四号中「施 む。)の規定による届出をした者(以下 を含む。以下同じ。)」と、一法第五十五条第 五十七条第一項の規定による届出をした者 する法第五十六条第二項の規定により法第 「施設の許可の番号及び当該許可を受けた (以下「許可営業者」という。)」とあるの 項中「により営業」とあるのは「により 「許可営業者」とあるのは「届出営業者」 (以下「届出営業者」という。)の地位の承 項及び第三項において準用する場合を含 前四条の規定は、法第五十七条第二項(法 項の規定による営業の許可を受けた者 」とあるのは「地位の承継に関する施設 「法第五十七条第一項(法第六十八条第 第六十九条第一項中「許可営業者」と とあるのは「届出営業者」と、同項第 略)

品、添加物、器具又は容器包装に関する三 営業の形態及び主として取り扱う食

(新設)

官

第一条

改

とあるのは「届出営業者」と、同項第四号 なを付す。)」と読み替えるものとする。 録番号)及び名称、屋号又は商号(ふりが る場合にあつては、当該自動車の自動車登 る施設の所在地(自動車において営業をす た年月日」とあるのは「地位の承継に関す 「施設の許可の番号及び当該許可を受け

第七十一条 許可営業者又は届出営業者は、 ばならない る都道府県知事等に速やかに届け出なけれ あつたときは、その施設の所在地を管轄す 号又は商号に限る。)に掲げる事項に変更が 第六十九条第一項第一号若しくは第七十条 種類を除く。)に掲げる事項、第六十七条の 第六十七条第一号から第六号まで(第二号 にあつては、自動車登録番号及び名称、屋 前条第一項第一号から第四号まで(第二号 又は商号に限り、第三号にあつては営業の て準用する場合を含む。) に掲げる事項又は 十八条第一項第一号(生年月日を除く。)、 にあつては自動車登録番号及び名称、屋号 |第一項第一号(生年月日を除く。)、第六 一項第一号(それぞれ前条第二項におい

> 第七十一条 許可営業者又は届出営業者は、 等に速やかに届け出なければならない。 その施設の所在地を管轄する都道府県知事 る。) に掲げる事項に変更があつたときは、 車登録番号及び名称、屋号又は商号に限 号、第七十条第一項第一号又は前条第一号 年月日を除く。)、第六十九条第一項第一 種類を除く。)、第六十八条第一項第一号(生 又は商号に限り、第三号にあつては営業の 第六十七条第一号から第六号まで(第二号 から第四号まで(第二号にあつては、自動 にあつては自動車登録番号及び名称、屋号

(公衆浴場法施行規則の一部改正)

第三条 公衆浴場法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する (傍線部分は改正部分)

事(保健所を設置する市又は特別区にあつ 項の規定により許可を受けようとする者 三十九号。以下「法」という。)第二条第一 なければならない。 ては、市長又は区長。 その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知 は、次に掲げる事項を記載した申請書を、 公衆浴場法(昭和二十三年法律第百 正 以下同じ。)に提出し 後 第一条 場業を譲り受けた者は、 者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴 項の規定により許可を受けようとする者 までに掲げる事項のうち変更がない事項の なければならない。ただし、浴場業を営む 事(保健所を設置する市又は特別区にあつ その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知 ては、市長又は区長。以下同じ。)に提出し 三十九号。以下「法」という。)第二条第 記載を省略することができる。 次に掲げる事項を記載した申請書を、 公衆浴場法(昭和二十三年法律第百 改 正 第三号から第五号

> 5 五 (略)

(削る)

第一条の二 法第二条の二第二項の規定によ る都道府県知事に提出しなければならな り譲渡による営業者の地位の承継の届出を した届書を、その公衆浴場所在地を管轄す しようとする者は、次に掲げる事項を記載

及び代表者の氏名) 人にあつては、その名称、 (にあつては、その名称、事務所所在地) 届出者の住所、氏名及び生年月日(法

(法人にあつては、その名称 浴場業を譲渡した者の住所及び氏名 事務所の

前項の届書には、次に掲げる書類を添付 しなければならない。

第四条 浴場業を営む者は、第一条の申請書 更したとき又は営業の全部若しくは一部を 若しくは前四条の届書に記載した事項を変 停止し若しくは廃止したときは、十日以内 にその公衆浴場所在地を管轄する都道府県

所在地及び代表者の氏名)

譲渡の年月日

公衆浴場の名称及び所在地

2 |

浴場業の譲渡が行われたことを証する

届出者が法人の場合にあつては、

第四条 浴場業を営む者は、第一条の申請書

停止し若しくは廃止したときは、十日以内 更したとき又は営業の全部若しくは一部を 若しくは前三条の届書に記載した事項を変

知事に、その旨を届け出なければならない。 にその公衆浴場所在地を管轄する都道府県

知事に、その旨を届け出なければならない 者の定款又は寄附行為の写し

> 六 ただし書の規定の適用を受ける場合に あつては、当該営業を譲り受けたことを 証する旨

<u>ς</u> 五

略

(クリーニング業法施行規則の一部改正)

第四条 クリーニング業法施行規則 正する。 (昭和二十五年厚生省令第三十五号)の一部を次の表のように改

(傍線部分は改正部分)

法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第開設地を管轄する都道府県知事(地域保健設の届出は、次の事項を記載した届出書を設の届出は、次の事項を記載した届出書を開会を開発を開始した。	改正後
法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第第一条の三 法第五条第一項の規定による開設地を管轄する都道府県知事(地域保健関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	改正前

無店舗取次店を営業しようとする区域を管

た届出書をクリーニング所の開設地又は

の所在地及び代表者の氏名)

人にあつては、その名称、主たる事務所

営業を譲渡した者の住所及び氏名(法

の所在地及び代表者の氏名)

人にあつては、その名称、主たる事務所届出者の住所、氏名及び生年月日(法

じ。)に提出することによつて行うものとす 二条の二から第二条の五までにおいて同 別区にあつては市長又は区長。次項及び第 項の規定に基づく政令で定める市又は特

(削る) 九 (略

2 道府県知事に提出することによつて行うも うとする区域ごとに当該区域を管轄する都 法第五条第二項の規定による営業の届出 次の事項を記載した届出書を営業しよ

3

3

略

(削る)

九

略)

証する旨 (略)

から第九号までに掲げる事項のうち変更が 営業を譲り受けた者は、第四号及び第六号 営業者が当該営業を譲渡したときは、当該 る。ただし、法第五条第一項の届出をした ない事項の記載を省略することができる。

あつては、当該営業を譲り受けたことをただし書の規定の適用を受ける場合に 証する旨

2

事項のうち変更がない事項の記載を省略す 第五号及び第七号から第九号までに掲げる をした営業者が当該営業を譲渡したとき のとする。ただし、法第五条第二項の届出 うとする区域ごとに当該区域を管轄する都 は、当該営業を譲り受けた者は、第三号、 道府県知事に提出することによつて行うも ることができる。 法第五条第二項の規定による営業の届出 次の事項を記載した届出書を営業しよ

~九 (略)

あつては、当該営業を譲り受けたことを ただし書の規定の適用を受ける場合に

(新設)

第二条の二 法第五条の三第二項の規定によ

(地位の承継の届出)

り譲渡による営業者の地位の承継の届出を

ようとする者は、次に掲げる事項を記載

四|三| 譲渡の年月日

クリーニング所又は無店舗取次店の名

別区にあつては市長又は区長。次項及び第

項の規定に基づく政令で定める市又は特

じ。)に提出することによつて行うものとす 二条の二から第二条の四までにおいて同

- 五 次店の業務用車両の保管場所及び自動車 登録番号若しくは車両番号 クリーニング所の所在地又は無店舗取
- 2 | 3 | たことを証する書類を添付しなければなら 前項の届出書には、営業の譲渡が行われ
- とあるのは「同項」と読み替えるものとす 条中「前条第一項及び第二項」 について準用する。この場合において、 「次条第一項」と、「同条第一項及び第二項」 前条の規定は、 第一項の規定による届出 とあるのは

(削る)

第二条の三 (略)

略

2

3 出について準用する。この場合において、 るものとする。 び第二項」とあるのは 同条中「前条第一項及び第二項」とあるの 第二条の規定は、第一項の規定による届 「第二条の三第一項」と、「同条第一項及 「同項」と読み替え

第二条の四 (略)

3 は「第二条の四第一項」と、「同条第一項及 出について準用する。この場合において、 るものとする。 び第二項」とあるのは 同条中「前条第一項及び第二項」とあるの 第二条の規定は、第一項の規定による届 「同項」と読み替え

第二条の五 (略)

(略)

3 同条中「前条第一項及び第二項」とあるの 出について準用する。この場合において、 るものとする。 第二条の規定は、第一項の規定による届 「第二条の五第一項」と、「同条第一項及 一項」とあるのは 「同項」と読み替え

第二条の二 (地位の承継の届出) 略)

3 条中「前条第一項及び第二項」とあるの について準用する。この場合において、 は、「第一項」と読み替えるものとする。 について準用する。この場合において、前||前条|の規定は、第一項の規定による届出|

第二条の三

3 第二条中「前条第一項及び第二項」とある 出について準用する。この場合において、 のは、「第一項」と読み替えるものとする。 第二条の規定は、第一項の規定による届

第二条の四

(略)

3 第二条中「前条第一項及び第二項」とある 出について準用する。この場合において、 のは、「第一項」と読み替えるものとする。 第二条の規定は、第一項の規定による届

	6 第五条	
		(理容)
	理容師法施行規則	(理容師法施行規則の一部改正)
	(平成十年厚生省令第四号)	部改正)
	号の	
(傍線部分は改正部分)	の一部を次の表のように改正する。	

容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記第十九条 法第十一条第一項の規定による理 別区の区長に提出することによって行うも 県知事、保健所を設置する市の市長又は特 載した届出書を当該理容所所在地の都道府 のとする。 (開設の届出 改 正 後 第十九条 法第十一条第一項の規定による理 (開設の届出) 改 正

九 (削る) (略

2 の診断書を添付しなければならない。 第六号に規定する疾病の有無に関する医師 前項の届出書には、理容師につき、同項

2

官

木曜日

ばならない。 該当することを証する書類を添付しなけれ るに当たっては、前項の書類のほか、当該 を開設しようとする者が第一項の届出をす 理容所の管理理容師が同条第二項の規定に 法第十一条の四第一項に規定する理容所 3

令和 **5** 年 **8** 月 **3** 日

4

略)

4

略)

第三号から第六号まで、第八号及び第九号 出をした理容所の開設者が当該営業を譲渡 のとする。ただし、法第十一条第一項の届 別区の区長に提出することによって行うも 県知事、保健所を設置する市の市長又は特 容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記 したときは、当該営業を譲り受けた者は、 載した届出書を当該理容所所在地の都道府 を省略することができる に掲げる事項のうち変更がない事項の記載

(略)

とを証する旨 合にあっては、 第三項ただし書の規定の適用を受ける場 第一項ただし書、第二項ただし書又は 当該営業を譲り受けたこ

3 |

該営業を譲り受けた者は、前項第六号に掲 の開設者が当該営業を譲渡したときは、 の診断書を添付しなければならない。ただ第六号に規定する疾病の有無に関する医師 の診断書の添付を省略することができる。 げる事項に変更がない場合に限り当該医師 前項の届出書には、理容師につき、同項 法第十一条第一項の届出をした理容所

第三号に掲げる事項に変更がない場合に限 る理容所の開設者が当該営業を譲渡したと ばならない。ただし、同条第一項に規定す 該当することを証する書類を添付しなけれ 理容所の管理理容師が同条第二項の規定に り当該書類の添付を省略することができ きは、当該営業を譲り受けた者は、第 るに当たっては、 を開設しようとする者が第一項の届出をす 法第十一条の四第一項に規定する理容所 前項の書類のほか、当該

(地位の承継の届出)

(新設)

第二十条の二 法第十一条の三第二項の規定 市長又は特別区の区長に提出しなければな らない。 地の都道府県知事、保健所を設置する市の る事項を記載した届出書を当該理容所所在 承継の届出をしようとする者は、次に掲げ により譲渡による理容所の開設者の地位の

の所在地及び代表者の氏名) 人にあっては、その名称、主たる事務所 届出者の住所、氏名及び生年月日 法

の所在地及び代表者の氏名) 人にあっては、その名称、主たる事務所 営業を譲渡した者の住所及び氏名(法

譲渡の年月日

前項の届出書には、営業の譲渡が行われ 理容所の名称及び所在地

2 |

たことを証する書類を添付しなければなら 第十九条第四項の規定は、第

(削る)

第二十一条 略

略)

(美容師法施行規則の一部改正)

による届出について準用する。 項の規定

第二十一条

2 略)

第六条 美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号)の一部を次の表のように改正する。

(地位の承継の届出) (略)

第十九条 法第十一条第一項の規定による美 載した届出書を当該美容所所在地の都道府 別区の区長に提出することによって行うも 県知事、保健所を設置する市の市長又は特 容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記 (開設の届出) 改 正 後 第十九条 法第十一条第一項の規定による美 別区の区長に提出することによって行うも 載した届出書を当該美容所所在地の都道府 容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記 に掲げる事項のうち変更がない事項の記載 第三号から第六号まで、第八号及び第九号 出をした美容所の開設者が当該営業を譲渡 のとする。ただし、法第十一条第一項の届 を省略することができる したときは、当該営業を譲り受けた者は、 開設の届出) 改 保健所を設置する市の市長又は特 正 (傍線部分は改正部分) 官

(削る) 略)

2 第六号に規定する疾病の有無に関する医師 の診断書を添付しなければならない。 前項の届出書には、美容師につき、 、同項

3 ばならない。 該当することを証する書類を添付しなけれ 美容所の管理美容師が同条第二項の規定に るに当たっては、前項の書類のほか、当該 を開設しようとする者が第一項の届出をす 法第十二条の三第一項に規定する美容所

(新設)

4

略)

(略

4

(地位の承継の届出)

第二十条の二 法第十二条の二第二項の規定 市長又は特別区の区長に提出しなければな らない。 る事項を記載した届出書を当該美容所所在 承継の届出をしようとする者は、次に掲げ により譲渡による美容所の開設者の地位の の都道府県知事、保健所を設置する市の

- の所在地及び代表者の氏名 人にあっては、その名称、主たる事務所 届出者の住所、氏名及び生年月日(法
- の所在地及び代表者の氏名) 人にあっては、その名称、主たる事務所 営業を譲渡した者の住所及び氏名(法

了 九 略)

第三項ただし書の規定の適用を受ける場 とを証する旨 合にあっては、 第一項ただし書、 当該営業を譲り受けたこ 第二 一項ただし書又は

の診断書の添付を省略することができる。 該営業を譲り受けた者は、前項第六号に掲 の開設者が当該営業を譲渡したときは、 の診断書を添付しなければならない。ただ 第六号に規定する疾病の有無に関する医師 げる事項に変更がない場合に限り当該医師 前項の届出書には、美容師につき、同項 法第十一条第一項の届出をした美容所

3 る。 り当該書類の添付を省略することができ 第三号に掲げる事項に変更がない場合に限 きは、当該営業を譲り受けた者は、第一項 該当することを証する書類を添付しなけれ 美容所の管理美容師が同条第二項の規定に るに当たっては、前項の書類のほか、当該 を開設しようとする者が第一項の届出をす る美容所の開設者が当該営業を譲渡したと ばならない。ただし、同条第一項に規定す 法第十二条の三第一項に規定する美容所

譲渡の年月日

美容所の名称及び所在地

2 | たことを証する書類を添付しなければなら 前項の届出書には、営業の譲渡が行われ

による届出について準用する。 第十九条第四項の規定は、 第 項の規定

3 |

(削る)

第二十一条

略)

2

(略

第二十一条 (地位の承継の届出) (略)

(略)

2

則

附

第一条 この省令は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館 法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。 (旅館業法施行規則の一部改正に伴う経過措置) (施行期日)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第 の省令による改正前の旅館業法施行規則第一条の規定の適用については、なお従前の例による。 百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業をいう。次条において同じ。)を譲り受けた者に係るこ

第三条 この省令による改正後の旅館業法施行規則第四条の二の規定は、施行日以後に旅館業の施設 に宿泊している者を含む。)については、なお従前の例による。 ついて適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者(施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設 に宿泊 (旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。以下この条において同じ。)を開始した者に

(食品衛生法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第七項に規定する営業(同 生法施行規則第六十七条の規定の適用については、なお従前の例による。 法第六十八条第三項に規定する場合を含む。)を譲り受けた者に係るこの省令による改正前の食品衛

(公衆浴場法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第一条第二項に規定する浴場業を なお従前の例による。 譲り受けた者に係るこの省令による改正前の公衆浴場法施行規則第一条の規定の適用については、

(クリーニング業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日前に営業を譲り受けた者に係るこの省令による改正前のクリーニング業法施行規則第 一条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

(理容師法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

規定の適用については、なお従前の例による。 (美容師法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 施行日前に営業を譲り受けた者に係るこの省令による改正前の理容師法施行規則第十九条の

第八条 施行日前に営業を譲り受けた者に係るこの省令による改正前の美容師法施行規則第十九条の

規定の適用については、なお従前の例による。